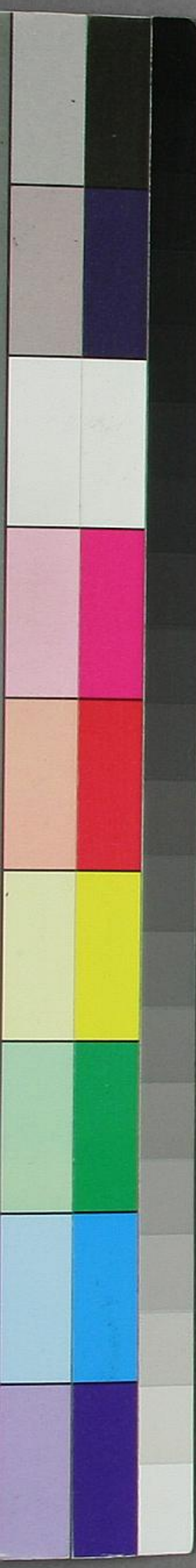


田吉著
日本開化小史
卷之五

五

何年十卷

柳田文庫
文庫11
A1627
5



文庫11
A1627
5

田口卯吉著

日本開化小史

田口氏藏版

日本開化小史卷の五目錄

第九章

戰國亂離の有様

亂臣賊子の輩出するの理由

英雄豪傑の其智略を働かせし理由

英雄の私利心自ら人民に公利を合せし事

人情の舊慣を慕ふ事

織田豊臣徳川三氏の勢力

封建亂離の有様英雄の力に據て集合せし事

天は有道に與みまはさる事

第十章

日本開化小史 目錄

徳川氏天下、代制すは難し

徳川氏諸侯と屈復さしむれば政畧

徳川氏王室に對するの政畧

徳川氏初三代の間、功名心は滅せしむ

人民天下、浅望むの氣滅せしむ

徳川氏の制度、於て反乱の成る難き理由

徳川氏の制度、於て宰臣の弊害と防ぎ難し

徳川氏及び諸侯、内政に於て姦臣の専横あり

理由

社會一般、逸樂、専らとせし事

第十一章

世の有様、靜定とるるとき、有形無形、現像大小、進歩
をばし

進歩、二種あると

社會生計の度、浅見れば難し

古人の所謂、驕奢品を以て、進歩の標準と立し事

各人の預備品を以て其の野山に於て
其會主の實績を以て其の野山に於て
野山に於て其の野山に於て
野山の實績を以て其の野山に於て

新田泉文庫



日本開化小史卷之五

第九章

戰國亂離の有様より二
千三百年代の半頃まで

田口卯吉著

足利氏の末ふ至りて政事及び文學に有様は前章に述
るが如く衰へ乱れたり。かば世に常暝の姿とあり。小
けを乱臣賊子其君を弑し其父を害して以て起り親族
兄弟相屠りて以て争ふこと此時の常なり。うは昨日
までと數多の土地人馬を領せし宗家を今日に跡方も
なく消え失せ今日大權を司る程の人も明日を亡命に
姿と零落を伴ふ更ふ珍らう。うは三管領四職の如きは
云ふも更なる其下々此大名として其家臣の數に應じて

分離し其家臣の家も亦陪臣に數ふ従ひて散乱し復た集合すべからざる時小或ハ集合の事ありと雖も暫く小して復た離散きて更ニ痕跡を止むること此一唯だ陰雨晦暝の夜小雲霧に風を従ひて集合離散する小異ならざる事

蓋し社會の秩序ある時と人々利益の存する所ハ一國一家互小相協和する小ありと雖も封建乱離の時小當りて人々の利害相異し其君の利なきば則ち其臣小害り其父小益あり則ち其子小損ありと云るが如き事件の世小顯るゆゑこと多し若し其れ臣にして君弑せざれば君必だ臣を殺すべし子小く父

と追はざるや父必だ子に苦しむる世の上の有様ならん小は元來人の天性ハ己を愛すゆゑ小切なるその心を如何で忍びて君父弑虐する程の人此世小顯るハ其心を心得んや抑も人情誰まの其父を害すゆゑ好まざる誰ら其君を弑すゆゑと欲せん路人の貧乏ものを視てすら尚ほ且つ之を憐む何んぞ親戚朋友兄弟夫婦の間相親愛和睦するに望まざらんや然る小封建の紛乱闘争に却り君臣父子夫婦の間小發するもの多きと思ふよ封建の性質に於て其利益と離間せしむるものありて止むを得ざる小出る所をば何を何れの世何れの時と雖も封建の乱る小至りて此事に顯るるをざるはふ

聖賢の人之戒警戒をもと禁す能はず報仇の義戦ありて之と誅するを制する能はず然らば則ち封建紛乱の有様よりて乱臣賊子を社會に絶たんと欲するハ蓋し輒く得るうらばる事なり二千二百年代此初より二千三百年代の初ふ至るまで日本社會は有様を唯だ此惨怛たる殺戮と世上に見ふのみありき
 斯く幽暗世界の間に妖零惨霧伐拂ひ青天の清爽ありと社會を示さんとすは一箇の電光各地に赫灼をり其ハ何ぞや豪傑の腦裏に伏在せる智略是なり蓋し人間此智略ハ死を避るんと欲する小當りて發するより敏ふはふし此等の英雄が斯る乱世に身を置くに當り

てや一敗をばる國亡び身死をふふ至るべく一勝すれば家と起り名を揚ぐる不足る處に程の機會を此を其智略ハ鬱然として盛なりて此ありて整然として密なるものあり夏然として速なるものあり忽ち起り起り忽ちふりて止み千轉萬化して社會に顯はるるその固より極まるなり是れ則ち斯る社會の有様ふありて常に世に發生をばる所此現像なり二千二百年代の末より二千三百年代の初ふ至るまで北條氏と伊豆より起りて關東八州を討從へ武田氏を甲斐より起りて信濃飛騨駿河上野を并せ上杉氏ハ越後より起りて越中能登加賀と并せ毛利氏と安藝より起りて山陽山陰諸國を并せ織

田氏ハ尾張小起りて近畿東山北陸の諸州と并せたり
皆大兵を擁一軍糧と貯へて天下と併呑せんと欲する
の志あらぶるなり

熟ら此數氏が兵と用ふるは法伐考ふる小各々特別の
軍形あり譬へを北條氏の兵ハ務めて弱伐示し其銳と
避けて其羸を衝くその如し其状恰も敵の背後小向ひ
其脚を抑へて引倒るが如し武田氏の兵ハ正々堂々以
て敵小向ひ而して奇兵一体急し其間ニ突出る其状恰
も相組みて而して一拳不意小敵の胸部伐衝くが如し
上杉氏の兵ハ團々として中堅を目懸して進入し苟も
之を破らば退かざる其状恰も雙拳と振ふて交々敵

の横頬と打つが如し毛利氏の兵ハ謀伐を貴び鬪争と
好まざる其状恰も敵の身体と疲らしめて而して後之を倒
すが如し織田氏ハ兵ハ弱は則ち之を打ち強ハ則ち之
を避け一たび之を敗ぶれば則ち之小乗し敵を以て自
ら防禦を不暇あらざるも其状只管虚を窺ひ隙を
尋ね敵を備へざる小踏み倒るが如し

蓋し仁者敵なくと云へる一語ハ此等の數氏が因る以
て自ら強大を致せる事實不於て之と徴証する能はざ
るが如し數氏の爲を所と見らば或は君父と追ふものあ
るや或ハ親戚を亡くすものあり騙詐百出人と殺し財を奪
ふも敢て顧慮を不所せし何ぞ曾て人民を塗炭の内なる

救えんと欲す所の念はらんや只た其一身に私欲を遂
 げ私利と肆まふやんと欲する此一事に過ぎたるの
 こと然りと雖も飢者と食と擇むる渴者ハ飲を擇ぶ
 と謂ふが如く足利氏末路に人民は封建糜爛の時不在
 る故以て必しも重税を畏まらば必ずしも抑壓と憂へ
 る特小其恟々たる所已まが郡村に戦争の巷とあり
 貨財を掠奪られ生命と奪はざんとする小在り彼の數
 氏の實小耕戦の巧みして敢て敵軍をして其領内と
 侵さしめざる以て人民の心を安する小足るも此を故
 小人民多く之小歸服し之をして強大に至らしめたり
 これを數氏の能く強大を致せし所以のものは敢て仁

道と勉むるに因るふあらざる其私利とせし所以實
 小衆人の公利と合する所なきを亦小因まう是を以て
 數多れ人民と統治し之小重税と課し之小壓抑を加へ
 數々戦乱を營むも嘗て内顧の憂なく愈々天下と併吞
 する所の志は遅くすふを得たり
 舊慣を慕ふの人情も歲月れ久しきを經るも尚ほ減せ
 ざるもの乎彼れ古昔英雄豪傑の輩出して久しく社會
 を統治したり舊都城若くは累代人民に尊崇を得た
 る宗家の唯だ名のみを遺る有様小至るも世人ハ尚
 ほ之を愛慕するれ念慮は抱さ久しく變ぜぶその
 かり王室及び足利氏の衰零して帝都の日本を統治せ

さること既不久し故之を得るも勢を加ふるも是ら
そ之に失ふも威權を損ふは不足らず然も其名ハ
自ら世人の耳目に存する代以て天子を擁し將軍と助
けて都に兵と出すは一聲に直ち英名を天下に傳へ
武人の心を震懾せしむるも此れ其志が應仁以來
海内紛亂の際と雖も諸侯の少く勢力はものほ
常に都に止まりて足利氏を助け王室と護りて天下に
誇らんともあり天下の大名固より其威權と恐れを
雖も亦た之を以て他の國郡に割據しをば大名と
同一視もざるあり是を以て彼二千年三百年代の始り
當りて海内に割據したる英雄豪傑が其志を屬したる

所ハ均しく都に上り足利氏を助け王室と挾みて天
下を號令せんとするの一事れを其四隣を併吞し其
威力を蓄ふ所以の也其實は後來旗を京師に樹ひ其
を養はんとして欲するの主意に出るなり其状さふら夏
虫に暗夜に燈火を慕ひて四面より之に向ふが如く
織田信長も其の地勢を便れを以て先づ都に入らば
得たり是時に當りて毛利元就北條氏康武田信玄上杉
謙信の諸豪傑ハ前後死す其嗣子皆先人の及ばざる
織田氏即ち將士と分ちて各地に向ひ將に従来割據
の大名を以て遺類ならしめ其將士を以て之に代へ
て天下を統一せんと欲する其志ありき然も其

人をも残忍嚴酷にして久しく下臣の心茂取ら能うた
 終ふ其臣下の為に弒せし其業中道にして敗れた
 至實に二千二百四十二年なり織田氏の倒れしより天
 下再び解体せんとしてたりは是時、當りて徳川氏
 甲信駿遠參の五國を并せ島津氏と殆んや九州を吞
 ん長曾我部氏を四國に并せ北條上杉毛利の諸氏は尚
 ほ其舊地に割據して而して織田氏に諸將は各々其領國
 を分據して獨立の志あり雲霧の將は大小合せんと欲
 して風の為に暫く妨げらるるの有様ありき
 羽柴秀吉は織田氏の將士なり信長に為す仇を報いて
 勃興し他の宿將伐討滅し若くは服從せしり國富みて

而て兵強し是に於て速に天下を一統せんを欲し天
 子の命を稱して以て諸侯を招き招きて而して應ぜざと
 諸侯を率ゐて之を征し征して而て強大にして輒々
 志と達を可らざるものは或ひは母を質とす或ひは
 單身國小臨して以て之と和親し終に能く足利氏以来分
 離したる日本の社會をして再び連合せしめしり
 然れども豊臣氏の海内と連合せしをたすは實に外面
 の連合にして其内實は未だ能く之を制服する能くはあ
 りしは諸侯の之に屬すは過半は之と和
 親したるのみなり其封領は依然とて舊に依り尾
 大振はざるは勢ありを豊臣氏を大小之を減削する能

ハぞ甘遇優待して以て一時を苟且せしのみ其高官も
 上はり瑤臺を起して以て富豪伐天下を示そが如き
 固より兒戲小類をふものにして長く英雄を維持す
 能ハざるも豊臣氏諸侯を削弱を欲せしむるは
 ざるなり唯だ之を決行するは危ふみり只管權謀を以
 て之を行ハんと欲せし故小諸侯一たび之を拒め之
 を行ふ能ハざるなり毛利氏小養子を與へんと欲して
 小早川隆景に拒よせしむる類多し
 其末年に至りて失望の極り終に征韓軍を起し天下
 下と混亂を起しに至り故小秀吉の死を以て天下の諸
 侯獨立の心を蓄ふも足利氏に初めより甚しく志す
 再び戰國紛亂の有様小戻らんとぞ志しりも亦

此時に當りて徳川家康威望最も高く兵力最き強く
 諸侯能く及ぶものなく諸侯の勇材あつても此先づ徳
 川氏と除きて而して自ら其私を遂げんと欲し連合し
 て關ヶ原の戦と起し徳川氏ハ一戦小之伐破り以
 て天下に諸侯をして震懾せし免たり是に於て浮田長
 曾我部の封土と没収し大小毛利上杉伐削弱し其他に
 小諸侯を討滅若くは責罰し以て名と好む功を喜ぶ
 の姦雄武夫に為りて天下を乱るるに免たり是に
 政權上ありて能く天下を制服し長く戦亂の跡を
 社會に絶ちて海内人民としり泰平小安せしめり實
 一二十二百六十年の頃なり

これが元弘建武の頃我日本は社會小於て協和の約束
 と絶ちしより殆んど二百七十年よりして始めて泰平は
 日を見るを得たり蓋し其内二百餘年間ハ封建門閥の
 氣風尚存世運小浸染し凡庸の武族を以て人民と支配
 せしうば其の協和ハ年毎小解体して遂に一郡一村の
 互に割據する有様まで離散せしかども其極に至
 り及びて門閥の事全く跡伐絶ち高材逸足之士其筋
 骨と其智略と發揮して社會に興起し是より以後漸次
 に集合し點小進りて嗚呼弱の肉ハ強は食とて世の開
 進と成就をば小於て避く可うらば其事實はるる彼
 の二千三百年代に初り世に輩出したりと英雄豪傑が

其隣國を併吞し以て大國成り形造る後小ありざれり
 織田氏の兵鋒銳ふりと雖ども其國を廣むること彼れ
 の如く速うふ能はざるべく而して織田氏の攻伐四
 出以て海内を震懾せしりたの後小ありばも豊臣氏
 の百方講和と主として以て親和を求むるを諸侯ハ輒
 く首と垂れて之小服従するを肯せざるべく而して豊
 臣氏の甘遇優待以て諸侯と連合したる後小ありざれ
 り徳川氏ハ威風當時に雙びりたるも馬ぞ能く一戦して
 天下を震懾せしむる此の如くふるを得んや然らば則
 ち二千二百年代の末より二千三百年代に半頃小至り
 迄我國の氣運は英雄豪傑の智略則ち私利心は助けを

得て年々小集合に向ひ終に幽暗の雲霧を排除して青
天白日の光と世に顯つたを得たりと云ふ處をなす
抑も天を有道小與と云へり蓋し社會此人長く已
不利ふべきの小與みざるべし意れ多慮し足利氏季世
の戦國より漸く集合小進みし順序に考察せむ以て其
言は確實ふべきを知るべし夫も織田信長の死せし後其
將士の王家と争奪する彼の如きもの何ぞや豊臣秀
吉の死せし後其臣下の其國を紛乱をば此の如きもの
何ぞや豈し其平生に行事に於て臣下の心を取る能
はざるもこれありしに因る小あらば徳川氏に至りて
上下の相密著するは恰き一身の如く其利害能く

一和きり故小士卒の敵に向ふや水火を避るべき蓋し徳
川氏の天下を得る所以のちれ智略遠望の之と助くる
もれ固より多しと雖も臣下の勇武を固結し以て之
不至らし免るもの多しと云へり故小家康一たび瞑目を
雖ども家臣長く徳を慕ひ忠義と其子孫小盡さば無
し是を家康の利益と臣民衆庶に利益と一致せしに因
るふららばや余是と以て道德の理を知ると云ふ

第十章

徳川氏禍乱と戡定せしむる

徳川氏の兵一たび關ヶ原に勝つや天下は向ふ所既
定まれば勝敗を觀望したる諸侯は勿論抗抵せし
もの雖も皆首を垂れ徳川氏に降り其指揮と奉
るに至り然りと雖も此時に當りて海内は割據
す諸侯は皆嘗て豊臣氏の歡遇優待を受け大國
を領し大軍を有し弓箭の道に於ては吾も日本一の剛
の者ふれと自負して死をも厭はざり人となり其千
軍萬馬の間を驅突せば勇氣凜々として或は壯馬を
高嶺に雲を驅り或は長鎗と曠原の風を揮ひ以て敵軍
の耳目を驚かせり故に社會は平和を以て其企望と遂

げしむるに機會あらざるなり閑居無事は以て其心
を慰むるの道はあらざるなり朝鮮の戦ふ其志しを得
ざるに歸り彼も常に其心に於て快からざる所あり
關ヶ原の一戦を僅らふ一日して勝敗を決し以て
其望は満たしむるに足らざるを故に常に小驕肉を撫
して天下の亂を思へり徳川氏に亂を防ぐそのあり故
に常に天下に變を待てり
若し夫れ徳川氏の天下を經紀すは此方法として夫の
豊臣氏の如く若くは足利氏の如く緩慢ならずれば決
して此英雄の名譽心を抑制し長く太平を保つ能は
ざるならん幸ふるは徳川氏に組立を鐵石の碎く

憂うらばうが如くなく其君主を休家康ハ仁徳此人
 して當時の諸侯能く及ぶものなく其家臣を皆を忠
 義の人にして君家の為には水火をも避く其之を仰く
 と親の如く之を見よと子の如く君仁にして臣義なり
 故に固結して離るべからず此固結せよ一体を以て関
 東形勝此地を據りて以て海内英雄の名譽心と鎮壓せ
 んと志たり其壓するもの太だ重しと雖も其支ふるも
 のも亦た強し關西の諸侯の如きは未だ俄く屈服せ
 ざるなり危うな上下の軋轢一きび起らざる其結構ハ忍
 ら破解せざるを得ず

此時に當りて豊臣氏二たび兵を大坂に起して其舊臣

と招き此結構を壊破せんと志すなり然るに其力能く
 當時の氣運を挽回するに足らず終に滅亡するに
 至り此二回の戦闘を却て徳川氏をして諸侯を壓伏
 せしむる幸機會を得せしめたり往年觀望を抱きしもの
 及び徳川氏に向ひて兵を執りしものは其罪を贖はん
 が為に皆を徳川氏の為に財を費やし兵を出し徳川
 氏を助たり是れ於て命運既に歸する所ありて復た
 動く事へからばざるものとす然るに豊臣氏且つ之を動か
 す能く況んや其他の諸侯をや徳川氏の命する所一
 小之を遵奉せざるを得ず即ち諸侯は質と江戸に徴し
 其項を扼して其背を撫せんとするも諸侯首を垂れ

之に從ふに至り是れ徳川氏天下を制するに第一の
政略なり

諸侯の質を取て以て天下を制するに至り徳川氏に
威權大に伸張すは處あり然れども封建の俗に血脉
の愛は深く頼む小忌らず若し其れ徳川氏が諸侯を制
するに政略をして持た此に止まらざるを家康死する
の後諸侯或は其生命と領國を成り抛ちて其名譽心を慰
めんと欲するを成り保つ可らばなを是に於て
徳川氏の目的と親藩を各道に要地に配付して外様大
名と境を接せしむるを鎮壓するにむふありと家
康の時より著手し三代將軍に時に至りて全く成就し

き諸侯配置の有様を見るに關八州に盡く譜代に大
名を置きて以て中軍を形どり其東海道に尾州の親藩
と置き南海道に紀州に親藩と置き以て東海道に塞ぎ
京坂に通ざる路を開き北陸に於ては越前親藩を
置きて以て加賀の前田に備へ畿内に譜代を置きて以
て京師を護り大坂形勝地は幕府にて之を直轄し其
中國に於ては親戚なる兩池田と備前因幡小浅野と安
藝に置きて以て毛利氏に備へ其九州に於ては前より黒
田後より細川氏に置きて大に之を封じ其歡心を買ひ以て
島津氏に備へ伊豫に松山讃岐高松等の親藩と封じ
て以て山内氏に備へ東北に水戸會津等して伊達上

杉等、備ふ其他外諸侯の傍々必々二三代譜代大名
 を封して常々其虚實を窺はむ是れ實小徳川氏天下
 を制すふれ第二の政畧あり此處大小赤廣重恭君の補正を蒙り
 然れども徳川氏を尚ほ之を以て是らぐと為し諸侯は
 貧弱ならりて以て其自立の力減失ハちめん企て
 たり其方法極りて多し譬へ徳川氏又ハ其親藩の城
 池と築くや必す外諸侯小課を帝官若くは諸廟と建つ
 べしや必々外諸侯に課を勅使に饗應罪人の管守亦之と
 外諸侯に課を其他事代大よりて費の多ふりその一と
 して諸侯小課をばふふ其會計償ハざる小至まが紙
 幣と發し其欠乏と補ふを許し財政上の困難を以て

其威力と精神とを消耗せしめたり其少しく指揮を奉
 ぜざるも此れあり直小令を曰く命と奉ぜざる宜
 しく國に就きて大旆の出り代待はべしと其嚴且つ烈
 小ふ大概此の如し家康ハ下小忍ぶの人とあらざるふ
 り而して其抑壓の此れ如きものハ豈に寛貸の封建諸
 侯と制を法の道小あらざるが為りふらざるや是れ實に
 徳川氏天下を制するに第三の政畧なり
 總て此等の大策を徳川氏に當時の雄藩豪將と壓服セ
 んが為小用ひざる處なり而して其功代賞をを見る
 小甚だ驚く處よものあり諸侯の功たるそのを徳川氏
 必之と賞し未だ功ありて賞なきは聞らばるあり然

れども其賞たゞや佩刀たり名馬あり金帛を衣服たり言語なり拜謁なり其の土地を分つ小至りては必だ小藩に限る大藩小至りて之を存すは々削らばは賞那う之と削るく滅せざれば賞なき嗚呼何ぞ其吝なりや豊臣氏の諸侯小對も亦や之に興も亦小土地人馬此富を以て之と慰むる小盛宴大會以て之歡遇優待して以て之と接せり徳川氏其後と受け其嚴且吝なり此の如く家康も豈に其危道なきを知らざらんや偏小以為らく天下の權衡を保せん欲きを然らざるを得る諸侯の背かんと欲するも此を宜しく背くべし一時と假定す亦豊臣氏の如くに志て成らんや寧ろ成ら

ざる小如くは断乎とて之を行ふ其胆力亦た大ふるや斯の如く抑壓をして若く私心ありもめ、手小發せりめを假令兵馬に力ありと雖も能く久しく諸侯を制服せしむるに足らざる家康平生の行ひ信義を重んずる事、當時の諸侯と雖も能く知る所なきは好みて此の嚴烈を行ふに非ざると許し敢て之小服を乞ふと雖も亦之に背く小至らざるなり斯く諸侯と制服をると同時小王室に威力を抑へ以て亂離の基を防ぐの方略、家康の胸裏小發出したる是に於て公家十七ヶ條を撰きて天子親王公家門跡等

の権限を定め専ら其思想と詩歌管絃の遊技を止め
め以て政事に干與を依て制をり蓋し足利氏に末天下
紛亂して王室頽廢を極め世人其尊貴を知りその
至れ織田氏京師に入るに及びて大に王室を尊崇
志し以て天下を號令せり豊臣氏に至りて愈之を尊
奉し之を因りて以て自ら高官を拜し織田氏の遺孤と
排して他の諸侯を制御しをり故に王室を尊ぶの人情
ハ二氏の間小至りて大に其に發揚したり徳川氏の王
室を孤注とをり二氏に如くならんや雖も將軍を以て
諸侯を率ふる小至りては全く二氏の遺法に據れり夫
を王室既小名爵と與ふるは源となりて而して徳川氏

ハ其爵を受くるものなり其爵を受て而して其爵と
與るは此人を抑へんと欲する甚だ難し而して天下を
して長く平安ならんを欲せざる其政令の出る所は
一ハ王室と政權の外に置るべからず其方法甚だ
難し徳川氏と淳和共學兩院の別當を以て公家方
を支配すは此權ありと雖も如何せん公家を官位貴
く志し徳川氏老中輩の能く匹對し得べし小何らぞ加
ふり小勅命と稱し一應に勅命ハ徳川氏之を拒むは權
ありと雖も再應の勅命を奉むべしとらざるは但
だ當時の公家より其積衰の餘を受て皆不氣力な
く且貧困なり故に京師の所司代より常小非常此人

材を撰びて之小任し其智辨と金權と依以巧小王室を制抑あつて是れ徳川氏天下と制すふれ第四の政略あり

此の如き大策を行ふに家康一人を以てこれに當らざるに専ら嗣君を志す之が主任ならしめんと最も深慮の存する所あり彼の大阪に二役を以て以後の事を家康既小老して嗣君秀忠將軍を為すの時小行は多かり夫れ嗣君の幼しき其家を治むる能はざるは織田豊臣氏の以て止む所ありし家康の勇武を以て此の如き政略を行ふに一人を以て之に當る素を避けざる所あり然れども公在世の間は可なり公死して嗣君天下

小威なきんを徳川氏に復た織田豊臣氏と一般ならんのみ故小大阪の二役を以て以後秀忠をして常に兵馬の權を握ると諸侯を統御せしめたりされば家康死すと雖も徳川氏の威權を已小堅固なり然るも是等ハ實に家康の大策の概略小過さざ其他は細事に至りてハ一に枚擧する小遑ならずを

斯く周密なる謀計小網羅を以て王室並に天下の諸侯ハ皆其分小安し毫も手と出を能はざるに然るも其猛將勇士は胸裏に埋藏せし名譽心を未だ以て消耗せばなり家康の終りに小臨み諸侯に告げて天下ハ一人の天下小あり矣將軍失徳ならず諸侯其任に適するも

の宜しく自ら執るべしと云ひ又た秀忠が天下將小乱
れんとをその一言我聞きて欣然として瞑目せらるる
を見此が當時英雄亂と思ふの氣未だ消さざるを不
知ふべし

家康の死せらば後秀忠既小將軍を承久し資望既
定まれば而も秀忠の人たる孝順小して善く祖先
事へ王室を尊崇し諸侯を愛撫せしむば嘗て人心
失ふ事なく其諸侯小對をなす小家康在世代時の
ぶとく一毫も假を所なかりし然も其意全く祖宗
法と重なり小出陣の代以て天下の諸侯其徳の慕
ふを以て知つる其の忌むべきを見ず故に敢て其
生命と領土と

を抛ち萬一と期志て以て名譽心を慰む所欲すも
の有る無し荏苒歲月久しむを經り小及び諸侯皆
不富貴此樂しむべく戦争の嫌ふべきを解し徳川氏
小頼り長く治安を受らんこと欲す小至れり秀忠
亦た早く其職を嫡子家光小譲りて大政を参り聞くと
十年して死去せらばた
家光此將軍職を継がるるや戦國の勇士と前後死亡し
開化の樂み大小社會に顯れて武功の望を全く雄藩の
間へ消耗せしむ是れ小於し諸侯と召して曰く我祖卿等
の力に因りて天下を定めたる故に賓客此禮儀以て之
と待てると雖も家光に至りてハ生れながら小して天

下小主きり自ら先古と同トらるる故小今より皇親等と
待つ譜第と同一なるべし若し心は快とせば宜し
く國小就く熟慮をなすと三年以て去就を決すべしと
諸侯之と聞き皆不懾服を是より外諸侯も盡く徳川氏
の家臣となきて其封を徳川氏小受くるに至り家光
は聰明果斷の主として賢相亦た此時小輩出志より
らば徳川氏の文物制度ハ全く此時に成れり彼の家康
の企てらば諸侯參勤交代の事親藩配置此事諸侯の
邸宅を設置をも等しく成就したるを實小家光の時
にあり其他大老の職を置き諸奉行に任を分ちたり此
時小治平鑄錢の事尺度權衡の事亦た此時に定られた

三都の地租を免し都會と旺盛ならむるは政略茂行
ひしと此時小あり家光の職に在り二十七年能く徳川
氏をして天下小重なり免きり天下の大勢茲に至り
と全く定まり故小一片の紙を下たりて大藩を廢滅
移封をもこと掌を反すが如く封建を以て天下を治り
長く人民を志く太平と樂しめり志そのは全く此の力
小基けを

然りと雖も右の諸公が諸侯小對を休茂見ると常は其
意と失はん事を懼きて敢て猥る小諸侯を煩はさざり
令し其獨立の治權を領内に行きりて敢て之と問ハ
ん諸侯と役使を承ふ如きも同時は數多し諸侯に命す

るをふし必ず二三若くは五六の諸侯に課せり是れ其
勢を乞ふ連合せばらむるなり故に諸侯皆不謹みて
其命を奉し唯だ其愛を失せんとて恐れ其負債を増を
を憂ふる不遑あらざるなり彼の徳川氏の世に當りて
創立したる金城瑤臺今日不存を多との極めて多し若
し郡縣の時にして此の如き驕奢と擅を多し其滅亡を
期し候はば然るに徳川氏ありては實に天下
を制するに政略不出てあり亦た奇ふらざるや又し諸侯
を亡滅を欲し如きと實に法律上止むを得ざるをて之を
行ふが如し而して偶に其封土を没収する時ありとも徳
川氏に必ず其舊功を記し其遺孤を重封せり故に諸侯

皆其法律を守り其嚴なるに畏れ其情義の厚きを感
せり是れ徳川氏の政略の密にして能く當時の世態に
適したる所以なり
故に徳川氏と諸侯との軋轢全く平均を多しに及び上
下は關係ハ十分ふ能く整頓せり彼の祖先が馬上に軍
功を因りて領し不土地を其子孫ハ地方官とありて
之を治め租税を裁判の事不至りたりと雖も若し其
凡て其家臣に命じて之を司らしめたりと雖も若し其
家政の治まらばるといふ徳川政府より之を譴責する
此大權は有せり然るに太平の久しきに従ひて其領
内の政治ハ全く國老の手に歸せり其主人をたすの

唯だ逸樂して歲月を送れり故に徳川政府の基礎ハ二
千三百年代の中頃より其末に至るまで殆んど五十年
間不成就しきりと云ふて可なり此際ハ英雄乱れ思ふ
の氣ハ全く消耗し諸侯復た徳川氏と覆さんと欲すは
ものなり

徳川政府は諸侯を抑ふの目的を十分其功を奏せ
り雖も政事上の望は人心より排除すべきものにあ
らざるあり徳川政府の組立てたる素より封建を以て
成りたるも此なきが民間に在りて才能を以て其のあ
りとも出て政權を干與する能はざる其制度の弊習を改
良せんと企てると之を口を發するは得ず其積弊や必

ど一きびを破烈せざるを得ざるが三代將軍の時ハ
當りて肥後北島原に耶蘇宗を以て人民を煽動し再び
天下を混乱せしめんと企てたるものあり三代將軍は死
去の時ハ際して三都を焼き拂ひ天子を狭みて徳川氏
を倒さんと欲すは未だあり此大謀を企つるものも初
より其事は成らざるは知ると雖も唯だ英雄名を好む
の心より空しく老死せんとすハ寧ろ眞名を萬世に傳
へんと欲すはあらず如く而して此等の容易に征服
誅戮せらるるより愈も徳川氏の政權ハ人民を以て之
を争ひ難きも此なきは世に知らぬ者たる何とふ
れが徳川政府の組立てる地方政府と中央政府との權

衡甚だ堅固不_レて徳川氏と倒_レ得るとも大名を懐け
ざれど政權を保ち難き姿ふれば人民の力を以て之を
覆へさんと欲するも到底望むべからず其ハ凡そ
郡縣政治の時不_レ於てハ州郡の守り堅固ならざる故
一_レたひ兵を興_レて政府に抗する者あれば近國の人
民ハ其兵威を恐嚇せり此已_レ得ず志て之を應ざるが
如き姿あれば叛民の勢も容易に強大と爲り可_レ然き
ども封建の制を諸侯國々ハ割據し兵と擁し糧と備
へり常_レ非常の時を俟て王故_レ一諸侯を以て政府に
背かんと欲するも容易に隣國を攻め入るを得ず隣國
の諸侯も政府を對_レして不平を爲らざる處_レと雖

も已れど對立する各諸侯必_レ之を與みざるを得ず
が故_レ一寧ろ政府を助けて之を討_レ軍功を與からんと
謀り此の如き組立を徳川氏政と失_レふれば後も
諸侯を以て之を覆へさんとせざる生命と領土を擲ち其
城を固守すること二三年も及びたらんハ天下の
武功を望むも其間を乘_レずあまて或ハ萬一を僥倖
するを得べしと雖も太平の世に斯_レ諸侯は出で
ざる筈なり諸侯且つ然り況んや人民を以て軌_レ其目的
を得べしんや故_レ一三代將軍以下を必_レも名君賢相の
みふあらざり_レかども長く太平を致_レしたるなり
斯_レ諸侯及び人民が外部より徳川政府に向ひて抗抵

きんと欲するの望凡て消失するに及びて政府の内部
に何れも執政者の陰謀を企つるに弊あるは決して防
ぐべからざるあり蓋し天下と家とをまゐるに政府あり
て其君主聰明正直の人をふかしく徳川三代將軍に如く
ならんは自己の才力と志力とを經營するより如
何にも親切なる政治を見ることがあるや雖も斯の君の
代々出らざる事ハ逆を期し難きことを抑も人此情
を成るべく飽食煖衣して逸樂をんことを求むるも
のを其職を他人に任せて逸樂と擅するも差支
ぬるに於てハ誰れも好んで繁勞を自らすることあら
んや專制國君主の地位實に是よりあることを斯る制度

の下ありて代々明君は出さんと欲するは決して望
むべからざる事あり假令に明君ならざるも其任ずる
所の宰相ありて賢良の人ならんは天下の無事なる
べしと斯る君主が常に賢相を撰ぶべしと事も
亦決して期し難き事なり一たび不良の宰相天下の政
を握るに至らば其政治の必を私にして人民其害を
蒙るに至る可し此弊習を四代將軍家綱に時より徳
川政府の内部に顯はれり四代將軍疾革なり継嗣未
だ定まらざる大老酒井忠清
鎌倉の故事に因りて有栖川幸仁を請ひ得て嗣とふさんを繼ぎて五代將軍綱吉の
時不至りて其弊極めて多し大老堀田正俊專横し
若年寄稻葉正休の為に斬
らる其後不至りて牧野成貞柳澤吉保等之小續ぎて政を乱る徳川氏殆んと危六代將軍家宣

七代將軍家繼治世の際、々々重臣專横の弊と見ぞと雖
ども復た弊習此尚ほ浸染をばそれ多し六代將軍の時
新井嶼重用せ
らるる政事大小改まり然れども勘定奉行萩原秀の奸あり
七代幼冲不して死去す間部詮房月光氏に通ぞ然も
ども政事上不及し八代將軍吉宗精茂勵げり治を計
り大小節儉の政を行ふ號して中興と云ふ九代將軍家
重の時此の弊習復た起る大岡出雲守
政を乱す十代將軍家治此
時不至りて最も甚し田沼意知其子意次政を擅りし
自ら大阪に封せられんと欲を意
為す殺さるる十一代將軍家齊賢小任し能茂使ひひ政
過失なく而も驕奢の弊茲に生し徳川氏の財政是より
困難ありされど三代將軍より以後政治は善良なり
君主宰臣の賢良なるを以て見しは誠小僅々に止す此

且其間或ハ徳川氏ハ爲小危殆の有様ニ至りしと亦た
多うりしと

徳川政府の組立は此等此弊を豫防をふものなればあ
らば、なり家康三親藩紀州尾
州水戸と立て、繼嗣の絶ゆ
小備へ且つ水戸家を殊更小重んし常し將軍の政治と
監察を以てせり而も最も譜代の諸侯を重し常
し之に政權を委託んと欲し給つり蓋し忠義の士を
多く譜代の家より出せしを以てなす故小重臣專横此際
若くハ將軍幼稚の際に當り全く其力小據りて能く之
を防止せし事も多く之ありと雖も其弊の生ざる所以
を亦た之小存し其故如何なるをば抑も富貴に生る

るの人々民間に疾苦を知り能くはれど才智ありし者の子孫と雖も多くハ暗愚に陥るものあり此人をして百般の政務に裁決せんと欲すは固より得べからざるに至るべし其才智ありしを引きて之に委託せんと欲すの果てて如何なる人物がや蓋し政治上の事務を名利の存する所なきは君子と小人との別なく共ニ其選び不與うらんことを欲するはべし然るも斯る貴族の眼力も於てハ節義を以て面折抵争を以てそのよりは奸佞をして意に迎ふるを能く才智ありしと信するものなりされば此人より一きい貴族の選み不逢は是

より累進して主君を籠絡するに至る事其方寸の内ホありとあり何となれば其對遇する所皆ハ暗愚の貴族に於ては既に主君を籠絡するに至るは是より酒色に耽り祭祀を行ひ其心志を迷はしめ政事の考と興さしめ去て而して己を全權を握りて官吏を黜陟し滿堂皆己の黨派とあり終に君家滅亡せんとの大望を發すふ至る事是れ人情に自然なりはきを下位より上進して政權を取りしもの多くは惡人にして其奸謀を行ふと常に右の如き順序を執き唯だ僅くハ外諸侯の已に服せざるに憚りして顧慮を以て所あるは見るのみあり故に常に良善の重臣を得れば方法に於

て徳川氏の制未だ完全ならず所あるが如く然りと雖も封建の制徳川氏の如きものお於て其完全茂望むハ蓋し得べしうらぶべし徳川氏に如きは最を能く其弊を防ぎ得べき所ものと云ふべきなり

斯く中央政府お於て重臣の弊を見ると同時お地方政府に於ては更に甚しき有様を示し且夫は雄才狡猾の人を何れの世にもあつたことなれど若し其私欲を志むるに間隙を制度の内に見らば直ふ之に乗ざるも此出づ是時地方政府の内情を探らば其君主ハ幼く且婦人の手に入るとなりて是非得失を辨別するに知識も乏く唯だ逸樂をのぞき事とせしめ而して徳川氏の如

く其政治を監察するもの少なきを其宰臣たるものとして如何ある事と企てんとせばも實小為し得べしなま役人任免の權己らあれば己まが黨派を作する事極めて容易なり裁判の權も己らあれば其惡を蔽ふも容易あり而して其君主も庸愚なり之れを殺すも之を生くも亦た容易なきを惡意を逞くして其宗家を亂るもの多し黒田騷動倉橋重太越後騷動小栗義伊達騷動原甲斐小笠原騷動犬神兵部前田騷動大槻傳謀秋田騷動那川采女仙石騷動仙石左京の類皆奸臣に虚小乗して地方に顯はしたる現像なり其他斯る表向さの沙汰お至らざる止みしを益し多きは下

之と要する小徳川氏の時下位より上進して政權を取りしものは多くハ悪人なりき

されど徳川氏の時小あり小人位より此弊習ハ日本各地小治れり是封建の制度小於て免か可らざる弊害ふらば成得ざ然れども封建政治此利益も亦た時々顯り此をり抑も斯る姦臣の其私欲を逞くせんと欲するや必ず忠臣義士の其宗家の為に死をも厭わざりて之と防くそのあり其心中と察するに一點の私利心なく唯だ君家此利是き重なるを知らざるの之蓋し人の天性を自愛小切にして他愛小疎ありとのあり此二心共私利心小出然小其心志此の如

く變ずるものは實小封建世祿此制を以て累代恩義を蒙りたる小段をばもれふらん抑も忠良の人其君小事も小至りてハ固より譜代と新參との別なるはべしと雖も然まども其主君と愛し其君家を重なる能情小至りてハ譜代と新參より親切ある處あらざるべからずはまが徳川氏の時善良なる家臣其政權を執るに當りては常小君家の為と思ひて諸務を施行し一點の私なくして後人を志す其の赤心誠感歎せしむるを能多うする是れ則ち徳川家康の譜代と重りたる所以小して封建政府の據りて建つ所の基本ならざるを得ざる

斯の如く二千四百年代の始より二千六百年代始りまでと経過し、吾の有様ハ全く無事にし、上下安逸を樂まむふよと中央政府を地方に顧慮する所なくして其内政弛み、右の如き現像を生し、而して地方政府も亦た中央政府に従ふの餘、不為を可と事とふ々、自然不其内政ハ此の如くならず、一方此原因を一方の結果と生し、其結果又他此原因となりて他の結果を生し、連綿として相照應をうり、うば社會遊逸ハ勢ハ靡然として風と為せり、其間不明君賢相出て、此弊を矯めんと欲し、一時社會逸樂ハ長夢を覺醒した、ふとありと雖も如何ぞ長く社會の勢ハ抵抗をば伐得んや暫時

あして再び以前の有様ハ立ち戻り、蓋し敵國外患ふるもの國常ハ亡ぶと云へり、此時の人々ハ皆世ハ懼る、廬よその所ハ伐知らず、日本孤島内の太平ハ沈酔し、唯た遊樂のみと事とせり

嗚呼二千四百年代及び五百年代太平社會の現像を以て之を二千三百年代戰亂社會の現像ハ比をも、其相異なるもの如何ぞや共ハ是れ封建政治として諸侯各地ハ割據をふも、一ハ人民相殺害し、一ハ人民相和樂をり、其之れ伐致す所以のそ、何ぞ中央政府と地方との權衡相平均をばと否らざる、と不因るなり

第十一章

徳川氏治世の開化の現像

斯く世の有様静定する小至きを社會の有形及び無形の現像を大小進歩をばつて得ず彼の戦亂紛紜の間、あまては人民の饑渴を飲食と擇む暇ふたれども衣食住の有様へ進まんや欲すはも得るやうなれども太平の世となりては其需要を抑制するやふくはとあふれ以て偏る筋骨を勞し其欲する所を求めて其生涯を快樂ならしめんや欲するものあり是れ於てか開化の源素に草木は春風小逢ひて嫩芽を發するが如く太平は空氣小養ひれど勃然として發育する事其を防ぐべからざるを抑も人の天性を生を保ち死を避くるもの

を養生を保ち死を避ると欲する小衣ふらふべからば食をかり通うるや住れはべからず而して其衣あり食あり住を皆を饑寒を防く丈にて足れりと云ふはあらざるあり其膚小弱く小其口小甘く志て其風雨を防ぐ小密ならんも欲望むものあり此望を達せんが為小人々々其智力と働かさばふと得ず故に貨財の有様進歩するや人心の内部同時に進歩す人心は内部進まざるは貨財の有様獨り進むと得ず貨財の有様退かざるは人心獨り退くは得ず何となれが智力を發達せしむるやこれ貨財にて貨財を蓄殖せしむるもの人心分れあり今其進歩の順序と説らん夫れ物の進

歩小性質と分量と此二種は譬へて分量の進歩は云へば古の人々衣一襲食一菜小して家屋家財の數も少う至り小今衣數襲食三菜家屋家財の數も極めて多き小至りしは分量の進歩なり又性質の進歩は就云へば古の衣を織方も粗末にして糸も太く食は春方も疎く煮く料理も下手小家根く萱葦にして柱は丸木ありしは今衣を織方も精密にして糸も揃ひ食は春方も精しく料理も上手に家根く瓦葺小きて柱の削りも滑るふふると云ふか如きは性質の進歩あり大凡そ社會の進歩する時とても貧者も亦富者も亦ること多きば古のその悉く性質劣れり今の物もの悉く勝る

事と云ひ難く古て貧者の需要小應る處を衣と織出と事も知らざりしを今に廉く之れを織出する術をも發明したるが古の上と今に下と此比較する素より優劣處と異なる處のあらん只に古に貧者と今の貧者と其快樂の度如何古に富者と今の富者と何きる需要と満るの便ありと云へば自から世運進歩の理を知つと得べし

凡そ人の需要は限るものなれど貧者の固より富者といへども常小欠望を抱くなふ處然もとも社會自ら生計の度と云へばあるて一般に人民と之を標準とて勤勞するものを譬へば古綿衣代以て

常の衣類とせし時不於てハ當時の人と此度やぐ上げらんや欲して勤勞をべし今此人と絹布を以て常衣となせば世人皆此度まぐ上げらんや欲して勞作をぐし故小古の人と綿衣菜食しして窮し今此人は絹衣肉食しして窮き其窮を共し免う此人と雖も此生計の度ハ一般に進めし此生計は度あるものと容易に進むべしとされし何れを或る政府不於て制限をせざる人民驕奢度をいふが如く思ふも此れあれども決志し然るものにありて此生計の度あるもの一般人民の財本の増殖し連きて進歩するも此れふれが實小開化の標準と爲るも是れそのいふて決志し破産の楷梯と見るべしうらぶ

了ものあり

然れども此開化の標準を明細不知るを得ず中等社會と以て標準と立つ處を乎其中等なるものも種類多し未だ如何なる飲食如何なる衣服如何なる住居と以て中此中あるそのなきと定む處からはるべし當今且つ能うか況んや往日は史家此事に注意せざりし時不於てとや今より往日を顧みまが漠然と志す雲霧と望むか如し嗚呼我れ何と本として開化の史を記せん且つ夫れ社會は進歩するや職業の種類日々小相分と凡百は貨物を製出しして以て人間の需要と満たさんや其職の分るは貨物の出でる以て文運の進歩を表す

今日の世に職業と貨物とを以て之れを戦國の時
に比較する其多きこと實に云ふ處ららば抑も此職業
貨物と何れの時も分るれ其始まるものと雖も一々小記を
日現し其分られ其始まるものと雖も一々小記を
らす況んや往日れ人之れに注意せざるを多きとや
嗚呼余何れ據りて開化の進路を記せん
故に精細なる進歩を記すは最も難事たらざらば
らざ加ふる小余の寡聞を以てを馬ぞ其萬一窺ふと
得ん唯だ見聞し任まき左の一表を製出—以て開化進
歩の概綱を會了すはの資不供まふのみ

戦國の項則氏末二千六百十年で

飲食

お行三石語おれが親父は
知事其時自分軍が多かく
た事も勿論用意は水面を貯
何事も勿論用意は水面を貯
やつたれども論用意は水面を貯
もあつたれども論用意は水面を貯
て折々山へつたれども論用意は水面を貯
れ其時小朝菜飯を打たるべ
書飯其時小朝菜飯を打たるべ
そふやつたれども論用意は水面を貯
かおやつたれども論用意は水面を貯
いれくを嬉して鉄や打たるべ
だ中略又畫う鉄や打たるべ
ふ事は夢小畫う鉄や打たるべ
よ入り夜食もいなことと夜
かつり夜食もいなことと夜
黒米の加藤清正七條小食は
記山海の味を蔵梅子く

家屋

三省録御入國のとき遠山
の居室を日光寺の甲所
ぞなきを以て筆記天正
やぶなきを以て筆記天正
中までは木綿なく皆麻の
衣類を以て筆記天正

衣服

お何ん物語さて衣服もな
く染ぬ帷子壺の時手作りの
外十の一年の著たる小
よと外十の一年の著たる小
ほどたせ帷子一つは隠れ
ほほどたせ帷子一つは隠れ

夜著

近世の事談夜著の事慶長
昔々小寝巻と常の衣巻
のすこ大なと下の衣巻
上つて其上の蒲團をか
同書蒲團ハ蒲ふてたり
る以座ハ木綿の作り
服小前ハ芦の穂の入り
名著りて蒲の穂の入り
二婚式
三
女乗物高禪の武元龜の
嫁入の時だも麻のかはぎ

女の髪

婦人の髪と結ぶと稲藁と
用麻の髪と結ぶと稲藁と
當麻の髪と結ぶと稲藁と
多の書と鬘と束ねる
京傳骨董集文祿前後
寛永の頃まで古画を見
る男の髪と結ぶと稲藁と
総髪と結ぶと稲藁と
髪と結ぶと稲藁と
あ体く紅毛青黄赤ど交

尻か著て行きけり三省録

粉色は所謂古古
昔肥前の組古
糸を帯と組た
唐糸も組た
て古屋帯と組た
に名古屋帯と組た
もに名古屋帯と組た

戦國
物の語と居
佛讚と語と
鳴らと語と
のりしてと
来中と語と
た中と語と
酒顛と語と
語顛と語と

子と取りて見
時小至りて
れ太夫元來人形と
百禁裏奉りて
て瑠璃を奉りて
淨瑠璃を奉りて
や形遣ひの受領
人形遣ひの受領
れ語の遣ひの受領
皮二線琉球の未傳は
と二線琉球の未傳は
州境の盲の樂器傳は
絃と加の盲の樂器傳は
慶長と項澤角線
云一長と項澤角線
馬三琵琶又三味線
く三琵琶又三味線
て三琵琶又三味線
見元た東海道の所記

々と師屋さのふ云此けかそ内事みあ政語領ふの曰
ふ語と三て茂か一時とと無い語の清ひせ者未く
舞ら夫左念纏けとと右ふり玉の作が四し後京浄
ひひと衛佛ひ塗も雲、く衛もた手其と川の々次璃
とてし門踊笛笠此のく衛もた手其と川の々次璃
と舞傳とと鼓と紅と巫 瑠左出次りかて
此とと一舞拍の皷阿 瑠門たふ河ど此人て
れ立云るそ子と鐘阿 瑠門たふ河ど此人て
歌て一狂名とと國 語りたふ左ふ何と田と受
舞種る言古合み首と

の之知を項信得のの少さ氏佐とる小丹近 時伎
如と勤明三はた梁楷子宗と傳もふ代專門氏存姑我 未の
し見縣國千出り之小と丹もふ代專門氏存姑我 始
とてのふ百藍六のい働ふと學時處と云野氏てく邦置ま
賛画鄭傳十目継ふと又び其野正定一傳ふを衰一と
せをとけさのりて書人其野正定一傳ふを衰一と
り趙いさのりて書人其野正定一傳ふを衰一と
然昌一と項永嗣ふ物俊正定一傳ふを衰一と
れ馬と彼其正子もは周信あ狩しと之ど今
げ遠人國画の元見宋文は野土

近世名家書畫の沿革
丹青名家書畫の沿革
近世名家書畫の沿革

元信和法父子土佐の如く
ら氏幽々能て天乏敏
野探のて其小至手一様
すも幽々能て天乏敏
獨出のて其小至手一様
其妙を尚信永真のいせ
く其妙を尚信永真のいせ
野氏との家傳一は定は
及ぶ舟と禪師と漢画の
外雪舟と禪師と漢画の
と雪舟と禪師と漢画の
時成化の年徐璉と明詩
贈四明の年徐璉と明詩
賸有丹青久用詩賦超
これ其詩落世并の賦超
の真賞其詩落世并の賦超
禪師畫法衣鉢を此受
子雪村を法衣鉢を此受
な雪村を法衣鉢を此受

徳安の信法と學び
樂と學ぶと學び
古式を慕ひ別て一更
せり式を慕ひ別て一更
二宗と漢土の如く法學
如雪周文の如く法學
宗高概れ北宗此際昔
家ハ概れ北宗此際昔
南ハ概れ北宗此際昔
行ハ概れ北宗此際昔

桐人小賣物とて賣らん往來
の加まふ物なれど古は
見せぬとて略して見せぬ
小其とも下略して見せぬ
此書中四二條の千百年代
の都京の景況も其項の
の示る世類に於て其項の
の床見世に凡て其項の
の商店に於て其項の
の様と見ると如何なるか
の如くは如何なるか

江戸錢湯風呂

繁昌の物語見たり昔江戸
卯年の夏頃かといふ伊勢
與市の湯風呂と一錢瓶橋
の邊に湯風呂と一錢瓶橋
るの邊に湯風呂と一錢瓶橋

云々(骨董集より引用)

より累進して主君を籠絡するに至る事其方寸は
内ふありとあり何となれど其對遇する所皆ふ暗愚の
貴族を社を以て既小主君と籠絡するふ至まは是より
酒色伐勸め祭祀を行ひ其心志を迷はしめ政事の考と興
さしめあてて而して己ま全權を握りて官吏を黜陟し
満堂皆己の黨派とあり終小君家伐滅せんとの大望
と發すふふ至る事是れ人情此自然なりはまを下位よ
る上進して政權を取りしもの多くは悪人ふして其奸
謀を行ふと常に右の如き順序を執りて唯だ僅ふ外
諸侯の己に服せざる伐憚りして顧慮を以所あり伐見
るのみありと故に常に良善を重臣を得れば方法に於

て徳川氏の制未だ完全ならず所あるが如く然りと
雖も封建の制徳川氏の如きものならず其完全茂望む
ハ蓋し得べからず徳川氏如きは最を能く其
弊を防ぎ得き体そのと云ふべきなり
斯く中央政府に於て重臣の弊を見ると同時小地方政
府に於ては更に甚しき有様を示す夫は雄才狡猾の
人々何れの世にもあつたことなれど若し其私欲を志
むるに隙を制度の内に見らば直ふ之に乗ざる
も此出づる是時地方政府の内情を探らば其君主ハ幼
く且婦人の手に入るとなりて是非得失を辨別する能
識も亦く唯だ逸樂をのこ事とせしむる而して徳川氏の如

とて其業と云はれ
者として其居るのみ出
一所筋をわたりて狂言
一筋をわたりて狂言
ふて二旅をわたりて
いふに様ならず昔の
勤むるに比し其勤
第ひに狂言ハ其勤
らひに狂言ハ其勤
なで多に成りて其勤
別けを成りて其勤
と成りて其勤
作事も成りて其勤
云事も成りて其勤
京都も成りて其勤
は四座も成りて其勤
の座も成りて其勤
座及び其勤
是及後其勤
唐左衛門方へ行

日本書紀 卷五 第十一章

の地古市座分る始
ど島坂下なり
座女太夫を仕立て
云ふ女太夫を仕
太夫蔵人座と稱す
國太夫蔵人座と稱
て塩屋九郎右衛門
舞伎と大坂若江
戸小松若江
永の若江
此等若江
ありて廢せらる
大金

浄瑠璃

江戸小坂
門後摩太夫と改り
と号し住校を綴り
と習ひ多し新作を
行人形と操り皆虎
行す其弟子皆虎屋
稱す

天下第一大薩摩と題して京行
登りて伊勢島節と始む

浮世畫の起

中ありか土佐流れ人
丸の顔先骨は筆かれ
やふ顔先骨は筆かれ
うにいさ義ふれとく
あるべに律義ふれとく
ごらるか繪ふれとく
出るとくか風俗を又
と云ふ小師俗を又
すか多小師俗を又
黒顔深齒とさ小師俗を又
く顔深齒とさ小師俗を又

娘は人形とてあはれ
一人あはれとてあはれ
一人あはれとてあはれ
一人あはれとてあはれ
一人あはれとてあはれ
一人あはれとてあはれ
一人あはれとてあはれ
一人あはれとてあはれ

酒屋

彼ハ百の家担上り酒を賣り
のだツ々ひ小樽二の酒を賣り
、麩、小て草履一は酒を賣り
持酒至江履一は酒を賣り
来の賣り壹升と大なる
ぶふたとりき大なる
とて其錢大なる
美て項二名る

酒なり故にたいと
きり潤をりたて
く利直をりたて
そふと直をりたて
文ふと直をりたて
り江と直をりたて
五十六と直をりたて
大と直をりたて
升と直をりたて
はと直をりたて
斗と直をりたて
と馬と直をりたて
下と直をりたて
極と直をりたて
立と直をりたて
此と直をりたて
と追及ふて賣る
道と追及ふて賣る

今日て船盛入りと津す
同書七十年以前は
屋香具二屋油元結ふ
の諸人革鹿の革直中
後諸人革鹿の革直中
直用ひ付き革鹿の革直中
屋用ひ付き革鹿の革直中
屋用ひ付き革鹿の革直中
屋用ひ付き革鹿の革直中
屋用ひ付き革鹿の革直中
屋用ひ付き革鹿の革直中

月本開北、知、卷五、第廿一章

年申其此中と小ま(落)にん貞	今御ひ伽の献	衣
む候く三高相絹で穂細は享	に時候羅も可	食
かり如割田定羽萬集の女帯色項	止分事珊れを食衣住	住
以有結又懸た重巻中一筋の女	不て憲樹等を専ら小器	
前之び三分と如類とむ若三省	候よ様と(綱)吉てあ仕物	
よ候か狭申く有二三ツツ割割	相成候(公)のそ又等	
巻小込くく之就割割		
物四置け右就割割		
を十置け右就割割		

とひ寺氏時了る候のぎ年さのぎ見れり以ハ夥と二
 はたろぎ若書云女と心申染と候歴代のるく割
 なふくに問ふ大江古とそり如足そ女々義如太後絹
 祇事松て八大戸今てお以く袋をも中の若ハ相不結を
 至あ平女三猷戸今てお以く袋をも中の若ハ相不結を
 豆伊子郎院表治を後有とのすも黨下相不結を
 守偽の御以考らか右候きか麻箱ふ三是候去幅
 りとりふ法前とけふの處て向王ら女とつもた叶も
 停ね増者事ハ云不りか七向王ら女とつもた叶も
 止ら上かのあへ申たつ十る紫候

候と代案	候と見伽	候と見伽	候と見伽
見えん専ら印	と上る羅	と上る羅	と上る羅
行刷ハの事	致下け油	致下け油	致下け油
も此の時	共不店申	共不店申	共不店申
	用手申ふ	用手申ふ	用手申ふ
	ひ前文と	ひ前文と	ひ前文と
	候る七い	候る七い	候る七い
	義て元ふ	義て元ふ	義て元ふ
	小よ結を	小よ結を	小よ結を
	御王も終	御王も終	御王も終
	坐こふふ	坐こふふ	坐こふふ

日本開化小史 卷五

日本開化小史 卷五

古老物語の寛文の末より延寶
ふく帯の中廣くなり割長
此項専中廣子三ツ

粧

戸中物語萬治の頃より江
古老物語の萬治の頃より江
戸中物語の萬治の頃より江
古老物語の萬治の頃より江
戸中物語の萬治の頃より江

堅紙

婚式

二項千三百年貞享の
散ちら菊の紫の華足袋
三省録

笠

骨董集小據の模様の
男冠形は笠の模様の
如冠形は笠の模様の

慶安の衣服の模様の
の衣服の模様の
同書小據の模様の

日本開化小史 卷五 第廿一章

冠簪

其項或諸候の息女より銀
の筭と一諸候の息女より銀
さ玉ひき結構る品と戴
ひ見小参りて三千四百
年代の頃なす三省録百

家屋

古老物語昔は土蔵持たる
人稀なり牛込土蔵持たる
邊番町土蔵持たる
瓦ふき家根無り外は見

用紙

古老物語昔は半切紙と
ふ物更小半切紙と
以前より半切紙と
の以前より半切紙と

云一も二の著る代
見蓋二の著る代
初めふ二の著る代

羽織の紋

紀國屋左衛門始り著る
織屋左衛門始り著る
又此帯間等附の羽織あり

芝居

京都と蒙りては村山又兵衛御
免と題十人興行せり後芝御
居名其後大減極たり
ども二千五百人の始り
云ふ存す五百人の始り
りて存す五百人の始り
蛭屋儀右衛門萬太夫藤屋吉
久米之丞布袋屋梅之丞藤
田何半太夫村山平右衛門

年と太與衛大ニ始一若ふ
代代左八門坂太心後勤り
小名衛郎座小郎寛市村郎云
増代門松の於兵永十又のふ
加と大本創く衛十森一三中江
せそ坂久立は森田年郎村戸
も云左衛後屋座万市村とて
れぶ衛門大河九と治村とて
か皆門大内郎始三座立は
ま此が坂屋石心年とて猿

色びとて是髮う女
ちらい、とをと哥
好りふ興古落若舞
仕と女行の衆伎
次さ形せ太置との
第だ帽一夫手女禁
ふく子がの拭形止
てきを鳥代ふま
あせ仕居りど仕
けけ出庄に志立
ふ一七たて前

正保慶安の頃此古圖と聲
曲類集載の項此古圖と聲
浄瑠璃芝居を用人形等
歌三味線芝居を用人形等
セゴ味線芝居を用人形等
萬治の頃芝居を用人形等
紅粉の頃芝居を用人形等
事と海に響く江戶舞伎年
四海に響く江戶舞伎年
代文元年の頃芝居を用人形等
寛文元年の頃芝居を用人形等
幕々道具立の頃芝居を用人形等
色々道具立の頃芝居を用人形等
り大薩摩の頃芝居を用人形等
此の時尤も浄瑠璃芝居見
え形と操りて二五百年
代人の形と操りて二五百年
代の形と操りて二五百年
昌代の形と操りて二五百年
年記書板見之た五舞伎

上玉川千の丞黒方帽子
のらぬ折み西帽子
もの帽子とて兵衛賀
でもの帽子とて兵衛賀
ぞミに七小とて水鎮子
拵へ川出の七小とて水鎮子
賀小茂川出の七小とて水鎮子
衛兵衛帽子とて兵衛賀
の傳兵衛帽子とて兵衛賀
此の傳兵衛帽子とて兵衛賀
かふ兵衛帽子とて兵衛賀
人か兵衛帽子とて兵衛賀
心か兵衛帽子とて兵衛賀
元禄の頃芝居を用人形等
皆獨遣ひなり形に及ふ

江戶浄瑠璃の語り出そ
虎屋永閑一語り出そ
之と肥前節と云ふ語り出そ
江と肥前節と云ふ語り出そ
と語り出そ
櫻井高波少掾の壮み好み
常小清兵衛語と云ふ語り出そ
り岡清兵衛語と云ふ語り出そ
と川團十郎此荒事師の有様
山深く用ひ此荒事師の有様
と集延寶の天和千々百三
類年延寶の天和千々百三
和泉太夫節の和千々百三
近江大流を語齋應明曆の
項一少小稱語齋應明曆の
と土佐節を語齋應明曆の
の土佐節を語齋應明曆の

本朝九下 卷五 第廿五章 四十

武部節手品節皆土佐より
出づ摩外記元祿の頃外記
薩摩始む若山五郎兵衛若山
と節を始む太夫半太郎一名江
江戸節と半始太夫半太郎此門
一戸節と東江心戸半太郎此門
ふ八河手品式部心節と交
へて河東節と始心元祿寶
永の頃此人を

京都浄瑠璃

延寶の頃上播磨三戸四十年
の頃浄瑠璃意都裂六段ふ
昔の節注瑠璃と都裂六段ふ
の頃浄瑠璃意都裂六段ふ
の頃浄瑠璃意都裂六段ふ
の頃浄瑠璃意都裂六段ふ

大坂義太夫

貞享の頃竹本義太夫既
と播磨の頃竹本義太夫既
所志の播磨の頃竹本義太夫既
裏小治加賀太夫此の流京都

地節短く志て音と裏の流未
だ節の長きと縮め宇治のや
播磨の長きと縮め宇治のや
短節の長きと縮め宇治のや
急と定め長短と交て序と破
終小義太夫節と始む門と弟
竹本播磨少椽大少葉甚盛と
添ふ此豊竹越前少椽大少葉甚盛と
節より豊竹越前少椽大少葉甚盛と
此より豊竹越前少椽大少葉甚盛と
を西と豊竹越前少椽大少葉甚盛と

浮世畫の沿革

骨董集按を依小板行の
救繪ハ延宝天和鬼の比始
れつ歟朝比奈と繪鼠の首引
土佐浄瑠璃比奈と繪鼠の首引
の繪類ふり芝居繪と嫁入
主小繪兵衛と画けふなど其坊

飲食屋

大猷公の御代江戸中茶屋
小只今の如く華美の食物
調へ出すなど華美の食物
さ草金龍山の門前大火後
浅茶屋に茶飯豆腐汁煮染

二十五年代(將軍)吉宗(家重)家治(家慶)年號(寛保)延享(寛延)寶曆(明和)

安永(天明)寛政(享和)文化(文政)天保

日本外史 卷五

冠簪及び傘

安永八年始めて日傘を製
出婦之始とて日傘を製
笠と戴くは是れ婦人
髪に結方大は小は
以前髪は是れは
もかう髪は是れは
麗を盡く結冠用ひ
和の項を繪本を冠用ひ
簪の薄く志長見し驚く
杯きも此と聞て今も此
証を語ると聞て今も此

下馬

三省録三十四年六月
中間小の十年何方かた

踏も自用分用不出ふと
の真田も今緒此州履下
と用ゆ

天鷲絨の足袋

天明度(三十四百七十六年)
天鷲絨の足袋
絨の足袋と目ふき者あり
見物の足袋と目ふき者あり
小思へり

浄瑠璃

京都の江戸文右衛門
元津文の項太夫稱
盤津文の項太夫稱
前太夫富本節と始心其門
葉甚だ多富本節と始心其門
俗稱岡本屋吉五郎(富本齋)
宮太夫小學い終一清元の齋

一流の項心雀節と新内室曆
明和の富士松薩摩椽の門
一本の流富松薩摩椽の門
人あり

芝居

二十五年代
浄瑠璃の新年代
て芝居の新懸
而も出て狂言の趣
く出て来ると諸具
へ古き血切腹又ハ
木綿と少き血は出
と綿と少き血は出
始めて真の血の如
衣装を皆錦鋪の類
髪黒の臺銅と鏽白
い事と留と穴張ふ
御觸花麗

畫の沿革

名家書畫談
大雅堂の諸老始南海柳
と慕ふ此南法と學殖富
に武詩文と學外稍々
恭武術文雅の元人雲
典も劣らざ大雅高士
画尤も白眉と稱ふ周
諸舟の名筆力も及ば
雪舟の名筆力も及ば
と舟の名筆力も及ば
そく之を目ふて開山宗
そく之を目ふて開山宗

日本外史 卷五 第十一章

四十四

呼ひて文人画と云ふに南嶺
又清の乾隆中
舶来の花長寄
專ら花の翎毛
陸離と野逸を
小の窟曰其後
云ふべし其方
毛と作水墨を
明人の子仙筆
小似を多變の
て人も深淺を
水人物の諸作
草禽鳥の骨氣
及禽鳥の骨氣
文晁北齋の如
出下北其筆と
馬廐語明和の
く色語明和の
馬廐語明和の

る小古より箱の
ふる繪紙の袋
く模様の板を
紅と小の板を
當らざる板を
蓮父の牛の遠
父の牛の遠に
れ色を勝る龍
の色を勝る龍
の摺る成る青
の摺る成る青
小の摺る成る
の摺る成る青
略り花の近き
略り花の近き
略り花の近き

是村等が膠墨の
ひ等が膠墨の
は等が膠墨の
な等が膠墨の
望遠鏡の造り
開田の筆政年
塚の岩橋喜兵衛
遠鏡の製九寸
圃大抵の蔵司
すの政蔵の蔵
どもの蔵の蔵
兵衛の蔵の蔵
り兵衛の蔵の蔵

往々て其歸るさ
たれが飯ひさ
るど鳴子軒も
るど鳴子軒も
昔懐中煙草の
の多葉粉を吞
今多葉粉を吞
の多葉粉を吞
の多葉粉を吞
入の法小葉粉
ふの法小葉粉
持あが結構と
録あが結構と

東京市街(食物屋)
三省録(露木直信が話ふ)
永の項人未鳴子といふ處に
ツ谷の末鳴子といふ處に

眞崎の景況
馬鹿語(眞崎と鄙風)
流の茶店建法に近き花は専

ら此地と好みて名ふ立ち
田樂を附居て小ふる
と免角奢てやすき世に中
ぞか

日本開化小史卷の五終



卷之五

48-13783

東京 書林 賣捌

明治十一年二月廿六日版權免許
同十四年七月出版

著述無出版人

静岡縣士族

東京牛込區牛込北
山伏町四十三番地

田口卯吉

日本橋通二丁目	北	畠	茂	兵衛
同通二丁目	稻	田	佐	兵衛
芝三島町	山	中	市	兵衛
淺草茅町三丁目	北	澤	伊	八
小石川大門町	青	山	清	吉
日本橋通三丁目	丸	屋	善	七
同通二丁目	小	林	新	兵衛

010190529547

